

輪島市監査公表第 12 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年2月13日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年2月7日（金）教育委員会学校教育課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○要保護及び準用保護児童生徒援助費については、就学援助費受給申請書が提出された際には、十分に審査され輪島市就学援助規則に沿って、業務執行に努められたい。また、就学等に関する援助制度について、引きつづき広報及び文書等で、各家庭に周知・指導をお願いする。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 各小・中学校での理科薬品等の適正な管理について(文部科学省通達参考)

薬品の受払簿を作成し、使用日時・使用量・残量を記載し、常に現在量を理科担当教員及び校長が把握し、安全面を考慮した本市における日常管理体制の取り組みについて検討をお願いする。